

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

強制電子投票が企業に与える影響

問題の発端

本年度（2013）会社法により強制的に一定基準の上場（上櫃）企業は電子方式による議決権の行使の規定を採用しなければならなくなった。従って、鴻海精密工業(股)公司(2317)(以下「鴻海」という)の責任者は、現場に出席している株主の意見に基づき株主総会上において別に追加で現金配当金新台幣ドル0.5元を株主に発給しようとしたが、それを反映させることができなかった。（元の配当金分配議案は現金配当金新台幣ドル1.5元、株券配当金1元）会社法の電子投票関係規定の不合理な部分を明るみに出すため、株主総会において現金配当金の追加発給の議案を臨時動議の方式で提出し、管理機関及び立法院に電子投票関係規定の問題に対して注意を引かせることにした¹。

電子投票法制の紹介

会社法第177条の1第1項前段及び但書規定に基づき、会社が株主総会を開催するとき、書面又は電子方式にて其の議決権の採決を行うことができる....但し、証券管轄機関は、会社の規模、株主人数、会社の構成及びその他必要な状況に応じて、その電子方式を議決権の行使方式の一つに命じなければならない。とあり、従って原則上会社は自身により株主総会開催時に電子投票を採用するかどうか決定することができるが、管轄機関もまた強制的に一定の基準の会社に対して電子投票方式を採用し、議決権の行使ができるよう要求する権利を有する²。

その外、会社法第177条之1第2項において電子投票の法律効果について示しており、前項の書面又は電磁方式により議決権を行使する株主は、自ら株主総

¹ 事実上管轄機関經濟部は既に該株主総会提出の問題について意見を表明している。經濟部102、7、15 經商字第10202076670 號函第1點後段：「電子方式により議決権の行使を行った株主は、該株主総会での臨時動議及び従来議案の修正について、法に既に其の法律効果は「棄権したものと見做す」と明記されており、この「棄権したものと見做す」は、「同意」には属さず、株主総会后個別にかかる問題について同意を得るなどの状況は発生してはならない。」

² 管轄機関金融監督管理委員会の見解は（金管證交字第1010005306）：「実収資本額が新台幣ドル百億元以上で、且つ前回の権利確定日において株主名簿に記載のある株主の人数が一万人以上の上場（上櫃）会社が、株主総会を開催するとき、電子方式を議決権の行為方式の一つに命じなければ成らない。」

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

会に出席したものと見做す。但し、該株主総会での臨時動議及び従来議案の修正については、棄権したものと見做す。

最後に電子投票の技術的規定は³、会社法第 177 条之 2 規定に、株主が書面又は電子方式により議決権を行使する場合、株主総会開催の 2 日前までにその意思を会社に表示しなければならず、意思表示が重複する場合、先に送達されたものを基準とする。株主が書面又は電磁方式により議決権を行使し、委任状により代理人に株主総会の出席を委任した場合、委任した代理人が出席し行使した議決権に準ずる。

上記により、鴻海は資本金額新台幣ドル 100 億元以上で、且つ株主人数が 1 万人以上の上場企業であり、管轄機関の意見及び会社法規定に基づき、電子方式を議決権の行使方式の一つにしなければならない。

本件の適用法律

会社法第 177 条之 1 第 2 項規定に基づき、電子方式にて議決権の行使をおこなった場合の法律効果の一つとして、電子投票方式を使用した株主は該株主総会での臨時動議及び従来議案の修正については、棄権したものと見做す。所謂臨時動議は、会議規則第 8 条と第 30 条規定に基づき（内政部(54)内民字第 178628 號令）会議の予定討論議題が討論された後、会議の場にて独立の新事項の討論の提出は、原議案の修正とは状況がことなる。従って、会社法第 177 条之 1 第 2 項に特別に「臨時動議」及び「原議案の修正」と別々に規定されている。

本件は臨時動議の方式により株主総会にて現金配当金の増加の議案が提出されており、会社法規定に基づくことができる⁴。従って、本件の臨時動議の提出は合法である。また、本件の決議方式は普通決議方式が採られるべきであり、既に発行済み株式総数の過半数以上を代表する株主の出席が必要であり、其の

³ その外技術性規定は公開發行股票公司股務處理準則第 44 條之 1 至第 44 條之 8 を参考。

⁴ 会社法第 172 条及び証券取引法第 26 条の 1 規定に基づき、選任又は解任の取締役、監査役、定款の変更、会社の解散、合併、分割又は会社法第 185 条第 1 項と営業政策の重大変更に関りのある事由、及び会社法第 209 条第 1 項取締役競業許可、会社法第 240 条第 1 項新株発行、配当金、ボーナスの分配及び会社法第 241 条第 1 項積立金の増資への転換等の事項は臨時動議に提出するはできない。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

出席株主の議決権の過半数以上の同意により通過させることができる⁵。会議規範に基づき、臨時動議は会議場にて始めて独立事項の討論を提出することができ、且つ会社法において配当金の現金発給は特別決議を経なければならない事由に定められていない。しかし、会社法及び管轄機関の解釈は、電子方式により行使された議決権は株式発行総数の出席数に計算されるが、臨時動議及び原議案修正の同意数には計算されないというものである⁶。

上記のことから、本件は現金配当金のため臨時動議を提出しており、電子方式による議決権の行使の議決数に実際に出席している議決権を加えた総数の過半数の同意を得て始めて通過させることができる。しかし、実際に出席している議決権数の同意数では該状況下の要求に満たないため、本件の臨時動議は通過させることはできない。

電子投票制度下での臨時動議と原議案修正

電子方式による議決権の行使は株主総会が開催される前に議決権の行使を行う必要がある⁷。電子投票の株主は、別に再度株主総会に出席する以外⁸、株主総会進行時に提出された臨時動議及び原議案の修正に対して意見を表明することができない。言い換えると、電子投票制度は臨時動議に対して不利な影響

⁵ 会社法第 174 条：「株主総会の決議は、本法に別に規定がある場合を除き、既に発効された株式総数の過半数以上を代表する株主の出席、出席株主議決権の過半数の同意により可決される。」

⁶ 經濟部 95、1、11 經商字第 09402204660 號函第 2 點後段：「電子方式により議決権の行使を行った株主は、既に自ら株主総会へ出席したものと見做し、株主総会の決議数を計算するとき、該株主の決議数を、「出席済みの株主の表決権数」として計算しなければならない。ただし、該株主総会の臨時動議及び原議案の修正は、棄権と見做す。従って同意の表決権数に計算されることはない。」

⁷ 会社法第 177 条之 2 第 1 項前段：「株主が書面又は電磁方式により議決権を行使する場合、株主総会開催の 2 日前までにその意思を会社に表示しなければならない。」：学者の意見によると、電子投票制度を採用する目的は、株主に電子方式により意見の表明を行わせることだけである、なぜなら第 177 条之 1 第 2 項但書において「臨時動議及び原議案の修正」の規定があり、実際に株主総会を開催しなければならない。これらはアメリカの株主の書面同意による承認 (written consent) がある場合、実際の株主総会を開催する必要がないものとは異なる、劉連煜，現代公司法，2007 年 2 月 2 版，頁 297 参考。

⁸ 經濟部 101、2、24 經商字第 10102404740 號函第 2 點：「仮に株主が株主総会開催の 2 日前に既に、電子方式により表決権を行使しており、且つ意思の撤回を表明していない場合、株主総会当日外株主は尚も株主総会に出席する事ができ、且つ株主総会の現場において臨時動議の提出を行うことができる。(臨時動議は会社法第 172 条第 5 項規定を受ける)該株主総会において提出された臨時動議に対して、表決権を行使することができる。」

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

を与える存在であるといえる。

外国の意見及び立法例を参考に、電子投票の株主が提出された臨時動議及び修正原議案に対する処理方式は下記の通り⁹：

1. 日本¹⁰：学者は書面投票の株主に対して「株主意思擬制説」を採用しており、これは書面上にて原議案に賛成表明した者は、修正案に反対すると推定し、一方書面上にて原案に反対又は棄権した者は、株主の修正案に対する態度が推測できないため、棄権と見做す。
2. 欧州：議案は実質性と手続性に区分され、実質性の議案は株主総会期間において修正することはできない。ただし手続性議案は文法や用語の間違いを修正することが許可されている。
3. 米国：多くの会社が定款中にて事前通知(advance notice)の条項を追加しており、株主に対して仮に株主総会の現場にて如何なる議題を提出する場合は先に会社に通知しなければならないと要求している。もし株主が規定を遵守せずに現場にて議案を提出した場合、役員は運用議事権により該臨時動議又は修正案を処理することができる。

上記により、上述の意見と立法例は株主が株主総会中において提出する臨時動議及び原議案の修正に不利なものである。台湾の学者は日本の学者の見解を支持しており、日本の学者の見解からすれば会社法第 177 条之 1 第 2 項「棄権と見做す」の効果は大目にみて合理的だといえる¹¹。ただし、ある意見の見解は「棄権と見做す」ことは電子投票株主の真意を顧みていないとしている。なぜなら会社法の電子投票株主は臨時動議及び原議案の修正の意見に対して棄権すると擬制されているためである。また別の見解として、もし会社法第 177

⁹ 計画リーダー：馮震宇、研究助理：林子元、沈泰宏、沈佩霖、王偉仲、研究計画参照：株主総会の通信投票実務作業問題調査、委託研究機関：臺灣集中保管結算所股份有限公司，頁 110-112。

¹⁰ 林國全、劉連煜，股東會書面投票制度與證券集中保管，1999 年 12 月初版，頁 102 参照。「株主意思擬制説」電子投票にも適用することができる。なぜなら日本が平成 13 年（2001 年）に会社法を修正した際、電磁方法により議決権の行使を選択の一つとして増加させ、且つ大部分の規定は書面投票と同じものを使用していたからである。宮島司，新会社法エッセンス，平成 24 年 4 月 3 版補正版，頁 175-176 参照；又日本会社法制と台湾の会社法は異なり、臨時動議の概念はない。株主は株主総会において原議案の修正のみ提出することができる。且つ原議案の修正を「動議」という。岸田雅雄，ゼミナール会社法入門，1998 年 3 版，頁 141-142 参照。

¹¹ 劉連煜，註 6 書，頁 297 参照。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

条之1第2項と会社法第172条之1規定(株主提案権の規定)を組み合わせ、株主提案権の規定に適用したならば、電子投票株主が現場赴くことができない問題を補うことができるとしている¹²。

株主総会開催時に臨時動議により意見の表明を提出することは台湾の株主総会においてよくみられる光景である。臨時動議は議案の討論に弾力性を持たせる他、台湾の現行の環境下において権利の小さい株主が経営層を監督する最も友好的な方法の一つである。ただし、株主に株主総会の議案を事前に熟知させ、並びに臨時動議の突撃を避けるため、国外の立法例も軽視してはならない。従って会社法第177条之1第2項「棄権と見做す」との規定が既に定められている状況下において、会社法第172条之1の適用を拡大して株主提案権の規定を電子投票株主の意見表明の権利に利用するのが、現行法において経済的であり且つ法律に基づく作法である。

電子投票と実際株主総会

会社法第177条之1第2項において「臨時動議」及び「原議案の修正」が明確に規定されている状況下において、電子投票を採用している会社も実際に株主総会を開催する必要があるのは疑問の余地はない。問題があるのは、電子投票の採用が将来台湾において株主総会を実際に開催する必要をなくしてしまうのではないか、又仮想の株主総会出現の可能性もあるのか?という点である。

まず肯定的な見解では、無線通信技術の日々の普及、便利性及び効率性及び株主の便利性による参加等の要素を考慮し、実際の株主総会が、仮想株主総会に取って替わることは理論上可能である。ただし、株主の行動主義、株主民主及び会社の株主総会の意義を考えると、株主総会の意義は原則として株主自ら会議に参加し、意見の討論及び議論を行い、全体の意見と見做すことである。従

¹²陳錦璇，公開發行公司股東通訊行使股東會決議之法制與實務問題，賴英照大法官六秩華誕祝賀論文集-現代公司法制之新課題，2005年8月初版，頁337参照。所謂株主提案権を用いた電子投票の株主が現場に赴くことができない問題を補うには、電子投票株主が株主総会開催の日に会社法第172条之1を使い株主提案権規定の議案の意見表示の提出を行い並びに、該提出議案は電子投票期間及び株主総会開催時にも受け付けるように定めれば、原理はアメリカの作法に類似しており、会社の会議が開催される前に株主に意見表明する機会を与えるもので、会議が開催された後、会議の場にて株主の意見を拒否又は見做したとしても、株主は意義を唱えてはならないというものである。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

って、電子方式による表決権の行使を許可した結果、株主総会が伝統的な「会議」の意義を失ってしまう他に、人と人との直接の議論の機会も失われてしまい、株主が経営層を監督することができなくなってしまう¹³。

国際的な動向として、肯定的な見方をされている。例えば香港の上場会社は、その多くが海外企業が参入し、香港市場に上場しているものである。もしこれらの会社が実際に行う株主総会を開催したら、これらの企業はどうしたらよいのだろうか？従ってこれらの企業は電子投票方式だけでなく、株主総会の通知も電子方式によって行うことにより、コストの節約だけでなく、全体株主の実際の株主総会への参加（電子方式にて）にとって有利となる¹⁴。

まとめ

会社法第 177 条之 1 第 2 項の規定により、電子投票を強制的に採用させられた会社の株主は株主総会において修正議案又は臨時動議の通過をさせることはさらに困難となった。且つ会社法第 172 条之 1 の株主提案権の規定が電子投票株主の株主総会開催時における唯一の意見表明の道となった。

電子投票の採用は世界的に一部傾向があり、並びに仮想株主総会の起因となっているが、台湾の上場（上櫃）会社の株主権利構成は其他国家とは異なり、権利の小さな株主が相当の比率を占めている状況下で、会社に株主総会時に電子投票方式の採用を強制し、並びに仮想方式による株主総会の開催を許可するのは、問題がある。なぜなら、法人株主又は専門の投資機構に比べて権利の小さな株主は知識、時間及び能力だけでなく、全てにおいて大きな差が存在するからである。従って、台湾の権利の小さな株主が株主総会中に多くの発言又は臨時動議を提出するという特殊な光景をもたらしている。なぜなら権利の小さな株主は株主総会の場において面と向かって会社の経営層に対して質問をす

¹³王文字，公司法論，2006年8月3版，頁298；馮震宇，電子投票虛擬股東會 保障權益也環保，能力雜誌電子報，2012年5月參考

<http://paper.udn.com/udnpaper/POE0039/216369/web/#2L-3842736L>；加えて，実際に株主総会を開催しないことにより，情報伝達の即時性及び確実性，株主身分認証の信用度，話し合い討議の可能性及び表決紛争等の問題を有効的に解決できない虞がある。王文字，公司法論，2006年8月3版，頁298參考。

¹⁴陳泰明律師の発言，「股東會 E 化實務與公司治理」座談會-財団法人中華民國証券及び先物市場發展基金會，2007年3月

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

る機会を利用することでしか有効的且つ経済的に自己の権利を保障することができないからである。

従って、会社法第 177 条之 1 により規定電子投票の採用と同時に実際の株主総会の開催の会社への要求は、国際的傾向と権利の小さな株主の保障を秤に掛けた結果である。仮想株主総会の部分に関しては、先に権利の小さな株主に対する配慮措置を保障し、確定した後に、再び実現させるか否か考慮する必要がある。



本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。